



目 次

規 則	ページ
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	3
告 示	
○種畜証明書の交付 (畜産振興課)	4
○保安林の指定予定の通知 (3件) (治山林道課)	4
○保安林の解除予定の通知 (")	5
○漁船損害等補償法による加入区の指定 (漁業管理課)	5
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	5
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	5
○道路の供用開始 (")	6
◎県営住宅の退去者に係る滞納された県営住宅の家賃及び共同施設駐車場の使用料の収納事務の委託 (住 宅 課)	6
◎指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任 (建築指導課)	6
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (")	6
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	6
○高知港湾計画の変更の概要 (港湾・海岸課)	6
高知県人事委員会規則	
◎特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (10・1 掲示)	7
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	7
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	10

規 則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第61号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成元年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「製造事業用設備又は旅館業用設備」を「製造事業用設備等」に改め、同条第1項中「第3条第3号」を「第3条第7号」に、「又は旅館業用設備の取得価額の」を「若しくは旅館業用設備の取得価額の合計額又は同条第8号に規定する有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備若しくは農林水産物等販売業用設備の取得価額の」に、「又は旅館業用設備の取得価額を」を「若しくは旅館業用設備又は有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備若しくは農林水産物等販売業用設備（以下「製造事業用設備等」という。）の取得価額を」に改め、同条第2項第1号中「製造事業用設備又は旅館業用設備」を「製造事業用設備等」に改める。

第3条中「製造事業用設備又は旅館業用設備」を「製造事業用設備等」に、「供することができないもの（」を「供することができないもの（製造事業用設備にあつては、」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

県税事務所長 様

住所 (所在地) _____
 氏名 (名称) _____ ㊟
 電話番号 _____

不動産取得税の不均一課税届出書

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第5条の規定により、下記のとおり不動産取得税の不均一課税について届け出ます。

記

地域名	半島振興対策実施地域
-----	------------

土地

工場用等の家屋の敷地である土地の所在地	地番	地目	地積 (ア)	取得価額	アのうち工場用等の家屋の敷地となった地積
			m ²	円	m ²
取得年月日	年 月 日	工場用等の家屋の建設に着手した年月日	年 月 日		

家屋

工場用等の家屋の所在地	家屋番号	種類	構造	延べ床面積			用途	取得価額	取得年月日
				1階	1階以外	計			
				m ²	m ²	m ²		円	
備考									

第3号様式 (第4条関係)

不均一課税の要件等に関する明細書

事業年度 (年)	
法人名 (氏名)	

事業所の名称			
事業所の所在地			
事業所の業種			
主要な生産品目			
増加生産額	百万円		
新增設の別	新設 ・ 増設		
不均一課税の要件	新增設に係る製造事業用設備等による操業開始年月日	一部操業	年 月 日
		全部操業	年 月 日
	青色申告書の提出の有無	有 ・ 無	
	新增設に係る製造事業用設備等の取得価額の合計額	円	

(裏面)

新増設に係る製造事業用設備等の取得価額等の明細	製造事業用設備等の種別	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価額	特別償却の有無	備考
				円		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第62号

高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

高知県宅地建物取引業法施行細則（昭和40年高知県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第2項中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改め、「。第11条において同じ」を削り、「住民基本台帳法第30条の7第5項」を「同法第30条の11第1項」に、「その提供」を「機構保存本人確認情報の提供」に、「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、「その利用」を「都道府県知事保存本人確認情報の利用」に、「住民票」を「住民票の写し（同法第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。第11条において同じ。）」に改める。

第11条の見出しを「（住民票の写しの抄本等の添付に係る取扱い）」に改め、同条中「住民票」を「住民票の写し」に、「第30条の7第5項」を「第30条の11第1項」に、「本人確認情報の」を「機構保存本人確認情報の」に、「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、「本人確認情報を利用しない」を「都道府県知事保存本人確認情報の利用をしない」に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

告 示

高知県告示第557号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書
を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番 号	検査年 月日	名前 (登録・登記番号)	家畜 の種 類	品 種	生年月 日	検査 成績	飼養者の住所及び 氏名
11350378887	平27・ 9・11	若桜 (全和2014子高掲 2004)	牛	褐毛 和種	平26・ 5・22	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第558号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨
の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の
規定により告示する。

平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市平田町戸内字矢倉ケ谷2221
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字矢倉ケ谷2221（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
い。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐
期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び開
係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備
え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第559号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨
の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の
規定により告示する。

平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡樽原町井高593、594
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
井高593・594（以上2筆について次の図に示す部分に限
る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
い。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐
期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び檜原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第560号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 平成27年10月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大正西尾崎山1333の1、1333の9
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字西尾崎山1333の1・1333の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第561号
 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 平成27年10月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
宿毛市小筑紫町伊与野字レイケ谷2491の21
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第562号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規

定により、次のとおり加入区を指定する。
 平成27年10月2日
 高知県知事 尾崎 正直

加入区の名称 加入区の区域
 錦浦加入区 須崎市の区域

高知県告示第563号
 土佐清水市大浜の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
 平成27年10月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
土佐清水市
- 調査を行った地域及び時期
土佐清水市大浜の一部
平成17年度及び平成18年度
- 成果の名称
土佐清水市地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成27年10月2日

高知県告示第564号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年10月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年10月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町森字 鷹ヶ淵7559番から 吾川郡仁淀川町川渡 字尾崎1番1まで	前	10.2 }	99
	後	17.5 } 40.9	99

高知県告示第565号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年10月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年10月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安芸物部
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市井ノ口字政久 谷甲1346番1から 安芸市井ノ口字政久 谷甲2987番まで	前	3.8 }	49
	後	5.9 } 11.0	49

高知県告示第566号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年10月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年10月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 磯谷本山
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町尾生字 岡618番5から 長岡郡大豊町尾生字 岡164番1まで	前	4.2 }	56
	後	5.8 } 20.9	56

高知県告示第567号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年10月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 思地川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町勝賀瀬 字橋影3644番9から 吾川郡いの町勝賀瀬 字長原比3709番まで	前	A	2.7 } 941 19.3
		B	5.4 } 1,005 10.5
	後		5.4 } 1,005 10.5

高知県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年10月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市甲原字松尾山3662番4から 土佐市甲原字アシ谷3665番3まで	54	平成27年10月2日

高知県告示第569号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき県営住宅の退去者に係る滞納された県営住宅の家賃及

び共同施設駐車場の使用料（県が管理する口座に直接納付されるものに限る。）の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

委託した者		委託期間
所在地	名称	
東京都港区芝浦三丁目16番20号	ニッテレ債権回収株式会社	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

高知県告示第570号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、同項の規定により国土交通大臣が指定した指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の業務を行わせることとしたので、法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
日本建築検査協会株式会社
東京都中央区日本橋三丁目13番11号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う区域
高知県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
構造判定部
東京都中央区日本橋三丁目13番11号 油脂工業会館5階
- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部の業務
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
平成27年10月2日

高知県告示第571号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

土佐市宇佐町井尻字北渡り上り82番2	土佐市宇佐町井尻字北渡り上り69番12	5.00	74.00
土佐市宇佐町井尻字北渡り上り95番2	土佐市宇佐町井尻字北渡り上り63番	5.00	90.00

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、杉田ダム土地改良区の定款の変更を平成27年9月15日に認可した。

平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知港港湾計画について軽易な変更をしたので、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、当該港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成27年10月2日

高知港港湾管理者 高知県
代表者 高知県知事 尾崎 正直

- 1 変更に係る事項
土地利用計画

地区名	面積	用途
三里地区	29ヘクタール	ふ頭用地
	19ヘクタール	港湾関連用地
	3ヘクタール	交流拠点用地
	5ヘクタール	交通機能用地
	10ヘクタール	緑地

- 2 変更後の港湾計画の縦覧の場所
(1) 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木部港湾・海岸課
(2) 高知市稲荷町11番26号 高知県高知土木事務所
- 3 変更年月日
平成27年8月25日

人事委員会規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月1日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第25号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

幡多郡三原村来栖野346	計画推進課員駐在所	1級
--------------	-----------	----

」

を

「

幡多郡三原村来栖野346	三原村役場	1級
〃	計画推進課員駐在所	1級

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月2日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第26号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

第4号様式（第14条関係）

給与支給調書

ページ

年 月 分

所属

職員番号 氏名	年 月 分	所属	ページ	計 支給人員 人
給料(表・級・号給)				
給料調整額				
教職調整額				
小計				
管理職手当				
初任給調整手当				
扶養手当				
地域手当				
住居手当				
特殊勤務手当				
特別・へき地				
準特別・準へき地				
時間外勤務手当				
10.0割	12.5割			
13.5割	15.0割			
16.0割	17.5割			
2.5割	5.0割			
時間外勤務代休時間				
休日勤務手当				
夜間勤務手当				
宿日直	15割			
宿日直	5割			
宿日直				
管特手当	15割			
管特手当	平日深夜			
通勤手当				
単身赴任手当				
普指・産教				
定通・交替				
教員特別・被服				
連絡指導手当				
期末・勤勉手当				
児童手当				
その他				
小計				
支給計				
減額				
短期掛金・健康保険				
介護掛金				
長期厚年掛金・厚生年金				
長期退職掛金				
雇用保険				
課税対象額				
所得税				
住民税				
貸付弁済金				
財形貯蓄				
物資代・差押え				
他控除				
控除計				
差引き支給額				
口座A				
口座B				
口座C				
現金				
その他				

備考 この様式において、「特別・へき地」は「特別勤務手当・へき地手当」を、「準特別・準へき地」は「特別勤務手当に準ずる手当・へき地手当に準ずる手当」を、「管特手当」は「管理職員特別勤務手当」を、「普指・産教」は「農林漁業普及指導手当・産業教育手当」を、「定通・交替」は「定時制通信教育手当・交替勤務手当」を、「教員特別・被服」は「義務教育等教員特別手当・被服代料」を、「連絡指導手当」は「義務連絡指導手当」を表す。

第5号様式（第14条関係）

期末・勤勉手当及び特定任期付職員・任期付研究員業績手当支給調査

年 月

所属

ページ

職員番号 氏名										
給料（表・級・号給） 金額 扶養手当等										
小計										
期末手当 率 金額 勤勉手当 金額 特定任期付職員業績手当 金額 任期付研究員業績手当 金額										
支給計										
短期掛金・健康保険 介護掛金 長期厚年掛金・厚生年金 長期退職掛金 雇用保険 課税対象額 所得税 貸付弁済金 財形貯蓄 差押え・その他										
控除計										
差引き支給額 口座A 口座B 口座C 現金										
摘要										所属人員 現金人員
金種別表	一万円	五千円	千円	五百円	百円	五十円	十円	五円	一円	現金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月2日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第27号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 奈半利町教育委員会事務局の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年10月8日から施行する。